

# 法 人 町 民 稅 の 税 率 表

琴 浦 町

| 法人の区分（均等割）   | 税率<br>(年額) |
|--|------------|
| 1. 次に掲げる法人   |            |
| イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び地方税法第二百九十四条第七項に規定する公益法人等のうち、地方税法第二百九十六条第一項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く）  |            |
| ロ 人格のない社団等   |            |
| ハ 一般社団法人及び一般財団法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものを除く）  | 5万円        |
| ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く）  |            |
| ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ）で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、琴浦町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む）の数の合計数（次号から第九号までにおいて『従業者数の合計数』という）が五十人以下のもの |            |
| 2. 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人を超えるもの  | 12万円       |
| 3. 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人以下であるもの   | 13万円       |
| 4. 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人を超えるもの  | 15万円       |
| 5. 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人以下であるもの   | 16万円       |
| 6. 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人を超えるもの  | 40万円       |
| 7. 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が五十人以下であるもの  | 41万円       |
| 8. 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人を超えるもの   | 175万円      |
| 9. 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が五十人を超えるもの  | 300万円      |
| 令和元年10月1日以降に開始する事業年度分  | 法人税割 8.4%  |